

継続事業の 手続きを先行

国交省

対象に自治体道路新設

社会資本整備を行う自治体への補助金をほぼ統合する「社会資本整備総合交付金（仮称）」（10年度予算2・2兆円）の枠組みが具体化してきた。国土交通省は継続事業の手続きを自治体に先行提示。新交付金に移行しても継続事業を滞らせず、10年度当初から切れ目のない事業執行に配慮する考え。その後に新規事業の取扱いを明らかにする。交付対象は道路新設も含まれ、ダムなど大型土木を除く既存補助金をパッケージ化したい考えだ。

同省は、既存補助金が継続事業は、新交付金の減らす中で、新交付金から新交付金に移行される手続き内容を早急に示す。治水、住宅、港湾、下水関係部局を集めた省内検討。補助金から新交付金事業への移行に伴う経費が自由に選べるが、道路整備へ集中する可能性がある。過措置を導入して、4月以降の事業執行の遅れはない。制度設計を詰めていると、地域経済への影響を回避する。来年度の交付事業の国費水準を維持。補助国道など、未普及地域向けの交付率引き上げは法改正を伴うため、11年度以降の検討課題としてある。

新交付金は09年末の10年度予算決定段階で新規計上したため、各自治体のハード予算編成に支障を及ぼさないように「一日も早い交付」を目指す。交付対象は、自治体要望の多い道路の新規路線も含まれる。直轄道路は来年度に新規採択せず、現行補助金を適用した事業箇所ベースで約2割

新交付金の配分は、道路や住宅など分野別に概

総合交付金枠組み具体化

ね3～5年間の自治体整備計画から判断する。各自治体は3月にかけて来年度予算編成を審議する議会の最中であり、未だ制度設計が不透明な中で継続事業の後に公表する新規事業を含めて自治体計画の策定が間に合わない懸念されている。

同省は、10年度以降の「計画変更を認める」方針であり、地域毎の整備状況に応じて必要な時期に適切な額を各分野の組み合わせを含めて対応する。

11年度は、自治体から提出された3～5年程度の整備計画から、必要な額を把握して新交付金の総額を確保する見通し。